

鹿部 しかべ

No. 25号

発行 茅部郡 鹿部村

村長 棟方健太郎

編集 企画室

44. 4.

印刷 三栄印刷所

新入学(園)児童を交通事故から守ろう



真新しい帽子にランドセル背負って、喜びに胸ふくらませて通学する新入生……………
 鹿部では約100名の小学一年生が誕生しました。

毎年あとをたたないのが新入学児童の交通事故です。 村民総ぐるみで、おそろしい交通禍から新入学児童を守って下さい

— おもな記事 —

新入学(園)児童を交通事故から守ろう… 1	ししべ部落会誕生…………… 4
44年度第1回定例議会終る…………… 2	村税の納期…………… 6
44年度一般会計予算…………… 3	教員の人事…………… 6
山火予消防対策議会終る…………… 4	



昭和四十四年度

第一回定例議会終る！！

昭和四十四年度第一回定例議会は三月二十二日から開かれ、二十六日終了し、一般会計予算・特別会計予算（水道・国保・ミンク）他二十一件の議案を可決しました。

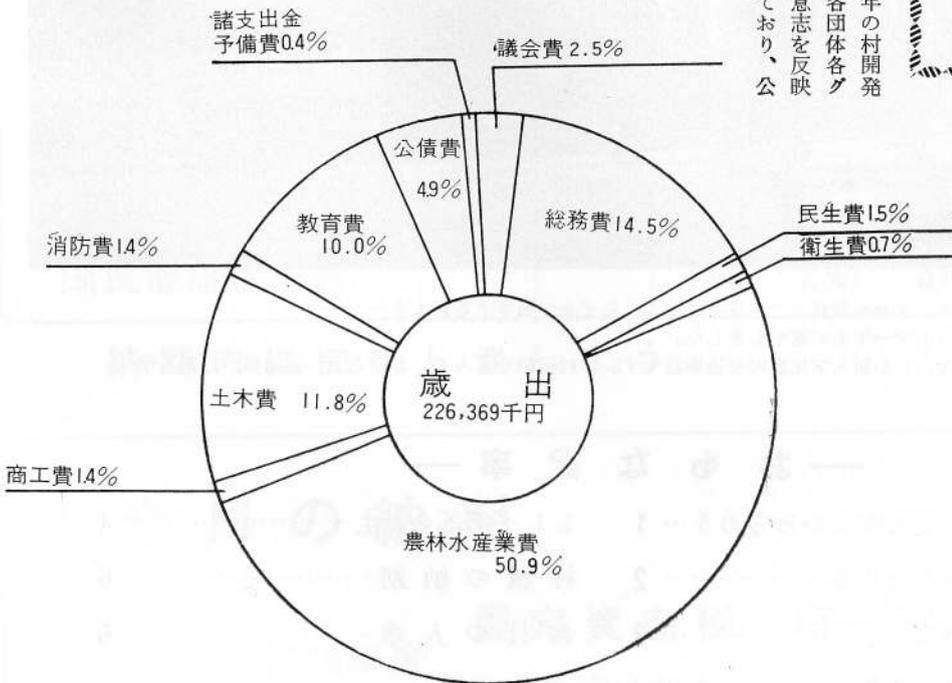
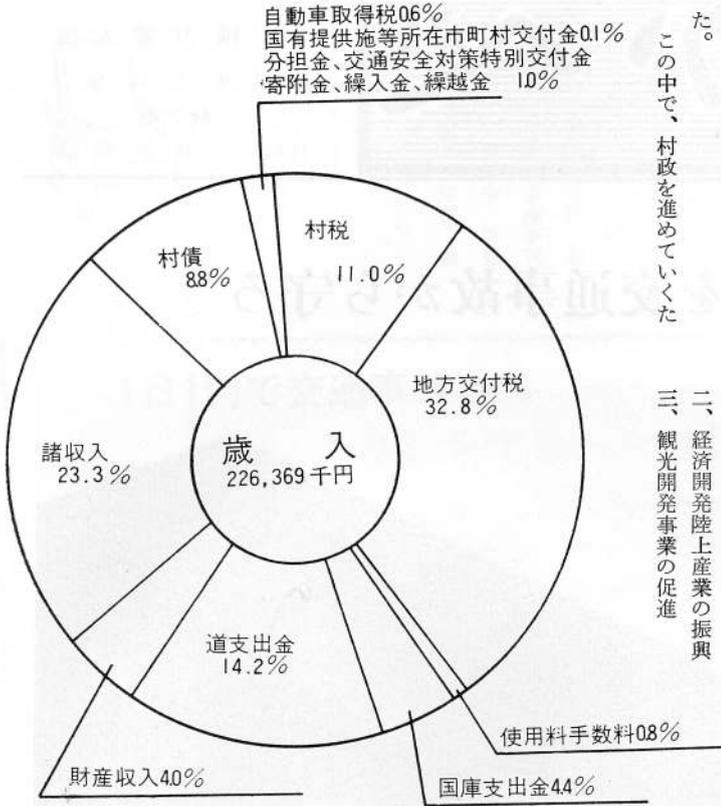
この中で、村政を進めていくた

めに次の三つの基本方針が明らかにされ、長期的計画の上になつて村政を進める方向を示すものです。

- 一、漁業の振興近代化を図かる
- 二、経済開発陸上産業の振興
- 三、観光開発事業の促進

これらは、今後十ヶ年の村開発計画を策定して、各層各団体各グループに対し村全体の意志を反映させることを主眼としており、公

的な機構は設けないが、自由な意見を聞き、これを社会教育活動を通じて実施していくことが明らかにされております。



昭和44年度 一般会計予算 (総括)

才 入

才 出

科 目	金 額	構 成 比
	円	(%)
総 額	226,369,000	100.0
1 村 税	25,010,000	11.0
2 自動車取得税交付金	1,380,000	0.6
3. 国有提供施設等 所在市町村交付金	137,000	0.1
4. 地方交付税	74,208,000	32.8
5. 交通安全対策金 特別交付金	74,000	0.0
6. 分担金	1,000	0.0
7. 使用料及び手数料	1,836,000	0.8
8. 国庫支出金	10,055,000	4.4
9. 道支出金	32,105,000	14.2
10. 財産収入	8,983,000	4.0
11. 寄附金	2,000	0.0
12. 繰入金	1,000	0.0
13. 繰越金	1,000	0.0
14. 諸収入	52,776,000	23.3
15. 村 債	19,800,000	8.8

科 目	金 額	構 成 比
	円	(%)
総 額	226,369,000	100.0
1. 議 会 費	5,657,000	2.5
2. 総 務 費	32,692,000	14.5
3. 民 生 費	3,481,000	1.5
4. 衛 生 費	1,677,000	0.7
5. 農 林 水 産 業 費	115,215,000	50.9
6. 商 工 費	3,205,000	1.4
7. 土 木 費	26,724,000	11.8
8. 消 防 費	3,222,000	1.4
9. 教 育 費	22,700,000	10.0
10. 公 債 費	10,976,000	4.9
11. 諸 支 出 金	20,000	0.0
12. 予 備 費	800,000	0.4

△才入合計 三一、七八〇千円▽
 一、財産収入 二八、三九一千元
 (ミンク売払代)
 二、分担金負担金 一〇千円
 三、使用料手数料一、九〇〇千円
 (施設使用料・冷蔵庫使用料
 一、九〇〇千円)
 四、諸収入 一、四七九千円

◎ ミンク飼育事業
特別会計

一、資本的収入及び支出
 (収入)
 資本的収入額が資本的支出額に
 対し不足する額一、二八千円
 は当年度分損益勘定留保資金
 一、二八千円で補てんする
 (支出)
 一、資本的支出一、二八千円

◎ 収益的収入支出
 (収入)
 一、事業収益 五、七七五千元
 (支出)
 一、事業費 五、七三七千元

◎ 資本的収入及び支出
 (収入)
 一、事業収益 五、七七五千元
 (支出)
 一、事業費 五、七三七千元

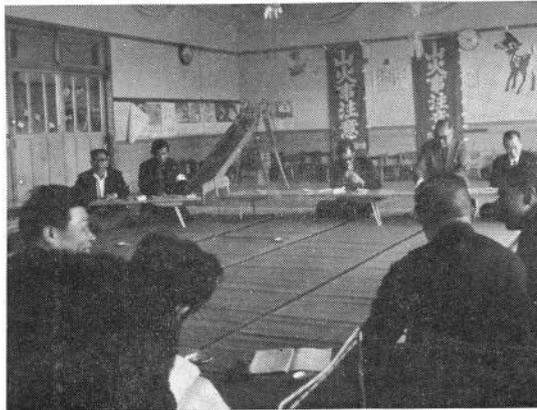
◎ 水道事業会計
 業務の予定量
 (1) 給水戸数 八六三戸
 (2) 年間総給水量
 一、一三一、五〇〇m³
 (3) 一日平均給水量
 三、一〇〇m³

（飼料売払代三〇〇千円・雑入
一 一四千円・生産組合貸付金
元利収入一、〇六五千円）
△才出合計 三一、七八〇千円▽
一、飼育費 二六、六八〇千円
二、公債費 二、七〇〇千円
三、諸支出金 二、〇〇〇千円
四、予備費 四〇〇千円

◎ 国民健康保険事業
勘定特別会計

（才入合計 四五、四三三千元）
一、国民健康保険税 一八、八六二千元
二、使用料及び手数料 七千元
三、国庫支出金 二四、二九八千元
四、財産取入 一千元
五、繰越金 一千元
六、諸取入 九七千円
（才出合計 四五、四三三千元）
一、総務費 二、五四三千元
二、保険給付費 四二、六三八千円
三、公債費 五〇千円
四、道支出金 二千円
五、予備費 二〇〇千円

— 山火予消防 対策協議会終る —



- 鹿部村山火消防対策協議会は四月十一日開かれました。
これは鹿部村地域防災計画の一環として林野火災の絶滅を期するため四月二十日から強調期間として山火警防思想の普及に努めようとするものです。
この協議会の中で次のことがらを住民に協力してもらおうことが決まりました。
- 一、火入対策
(1) これから畑作業に従事する人が多くなりますが、ゴミ焼くきをする人達は必ず森林組合又は消防団に火入れする旨連絡して下さい。
(2) 警報発令下の火入れはぜつたいにやめましょう。
(3) 火入中に警報が発令されたときは直ちに消火に努めて下さい。
(4) 火入れするときは、責任者を決め残火の処理は完全にしてお下さい。
 - (5) 火入れはできるだけ協同行い万の際応援を求める体制をとって下さい。
 - (6) 火入れ許可証の有効期間は原則として三日以内とします火入れ許可の申請は実施期間の二日前迄にして下さい。
火入れ許可期間が過ぎてから火入れしたものは、無願火入れと同様に扱いますので、許可期間中に火入れの出来なかつたときは再許可の手続きをして下さい。
 - (7) 火入許可と同時に許可旗を貸与しますので火入のときは旗を掲げて終了後は速かに返納して下さい。
 - (8) 子供の火遊びは絶対にやめさせて下さい。

一、部落会づくりの趣旨と方法
私たちが、地域社会を離れて生活することができないものである以上、私たちの住む地域社会が不潔であったり、不安であったり、その他好ましくないものであれば私たちはいつも不愉快な生活を送らざるを得ないこととなります。
そこで私たちの地域を、美しく住みよいものにするために、その地域に住む人々が一つの組織をつくり、お互いに協力し、共同の力によって地域の環境を改善しお互いの幸福を高めるようにしなければなりません。
しかしその組織は、上から押しつけられたものではなく、お互いの気持から出た自主的なものでなくてはなりません。
この組織は、全住民が力を協せ

新しい未来を自ざして
郷土建設の部落づくり

ししべ部落会誕生

てその地域内を住みよくし、すべての人の、ひとりひとりの幸福を高めようとする共同組織であるから、地域内住民はすべて組織の中に加わり、地域の仕事に協力する社会的責任があるといわなければなりません。
このような考えのもとに結成される部落会は住民全体のものであるから、できるだけ多数の人々によって運営されるようにしなければなりません。そのためには、部落会の仕事を事業別及び区域別に細分してそれぞれ役員を設け、なるべく多くの人々が役員となって部落会の仕事を分担すると共に、一人の人に余り多くの負担を掛けない様にする必要があるとあります。従って部落会には必要な事業を設け、それぞれの部長など事業

担当の役員をおきます。
また地区担当の役員としては、班長などをおき、すべての事がらが全部に徹底し易くし、班長の任期は一カ年程度として各世帯が容易に班長の仕事の担当できるようにします。
部落会は住民が自主的に運営するものであるから、『みんなで考え、みんなで計画し、みんなで実行する』のが根本原則であります。部落会の事業は住民の福祉増進上必要な各種の事業を行なうのでありますが、住民の大多数が希望し、その利益が住民全体に及ぶもので、しかも住民が共同して行なうことにより容易に効果をあげられるものから順次実行していくようにしなければなりません。
この事業を遂行するためには、

経費を必要とします。そしてそこから生れる利益は住民自身が受けるのであり、しかも住民の自主的な組織であるから、その経費は住民自らが負担すべきで、現在私たちは、総会で決った会費を納付することによってその運営に当たっています。
尚現在の役員は次のとおりです

- 一、会長 佐々木克三郎
- 二、副会長 大堀良一
- 三、理事 理事は各部長となる
1. 総務部長 大堀良一
2. 保健衛生部長 原田実
3. 防犯部長 盛田鉄次
4. 青少年部長 駒井邦雄
5. 婦人部長 飯田常次郎
6. 福祉部長 岩島孝司
7. 監事 佐藤祐二
8. 全 大堀タマ

春の全道火災予防運動はじまる

昭和四十四年春の全道火災予防運動が次のとおりはじまります。

例年春秋の二回予防運動を行なっているにもかかわらず、本道の火災は依然として増加の傾向にあります。

昨年火災による死者は八七名もあり、本年に於てすでに、昨年の同期を上廻る現状にあります。

このことは道民の日常生活に大きな不安を与えております。

本道は気象上からみてもこれから火災発生の危険期に当り、消防はもとより、村民が一致協力して火災予防に万全を期す必要があります。

この運動の趣旨を御理解の上、御協力下さるようお願いいたします。

*実施期間

四月二十日～五月十九日迄

*統一標語

「あなたは、火災の恐ろしさを知らない」

*重点目標

火災から命を守る

*実施事項

(1) 旅館・ホテルにおける避難設備の整備と宿泊者に対する避難経路の案内の徹底をしよう。

(2) 神戸市の有馬温泉及び郡山市盤梯熱海温泉の旅館火災は、いづれも三十名もの大量の犠牲者を出す大惨事となりました。この原因は、いづれも防火管理体制及び避難誘導体制の不備、不徹底によるものであります。旅館などではこれらの予防査察を充分に行うて下さい。

(3) 就寝前、外出などの火元点検を励行しよう。

(4) 春は、観光シーズン及び農繁期などから家をあける機会が多くなり、また日中の労働などの疲れから火気の点検がおろそかになりがちであります。火の元の点検の励行については十分徹底して下さい。

(5) ストープ、煙突の点検をしよう。

冬期間使ったストープなどの点検は暖かさが増すにつれ放置しがちになり春先の強風にあおられ火災の原因となることが多くありますので十分点検しましょう。

林野、原野及び船舶の火災予防もしよう。

林野、原野などの火災は昨年二〇五件も発生しており、また、船舶火災についても増加の傾向にありますので、これら火災の予防についても徹底して下さい。

この防止

たばこによる火災は本道において最もストープなどに次いで多く発生しており、特にこの季節は小さな火でも出火の原因となることしばしばありますので、正しい喫煙をして下さい。

から選ばれて去る一月二十二日函館市渡島支庁長から北海道緑化推進委員会長賞を受賞されました。

この共助会は毎年実施の予定であり、優良な造林地を造成されている方は申し出て下さい。

渡島支庁事務所だより

自動車税第一期分の納期が変更になりました

四月十五日から四月三十日までであった自動車税第一期分の納期が、五月十五日から五月三十一日までに変更になりました。

四月一日現在で自動車を持っており、第一期分の自動車税を納めなければならない方は、お忘れなく納期内に納めてください。

また正しい住所を申告されていないため納税通知書が戻ってくる例がありますので、自動車税申告書には正しい住所を記載するようして下さい。

なお、第二期分の納期は十月十五日から十月三十一日まで変わっておりません。

渡島管内造林地保育共助会で字宮浜松川義一さんの造林地が優秀であるとして受賞されました。

これは昭和四十三年六月二十五日から八月十五日までを「植栽樹手入れ強調月間」運動として、その運動の一環として民有林育成の改善意欲と緑化思想の昂揚を期待して実施されたもので、かねて松川さんの杉造林地（八年生）を出品していましたが、造林地の保育計画、その適否、生長、熱意と努力が高く評価され、多くの出品のな

船火事から死者を出さないようにしましょう

本年に入ってから船舶の火災が相ついで発生しております。いづれも漁船による火災ですがすでに犠牲者が出ております。

出火原因をみますと、飲酒した後の寝タバコが寝具に着火したものが、ストープの過熱によるものなどがその大半を占めております。また死因をみますと、いづれも煙による一酸化炭素中毒により死亡しております。

多くの漁船は、狭い船員室が船底近くにあるため、一たん火災が発生するとまたたく間に煙が充満し、逃げようとする前に窒息してしまいう危険がありますから次のことを守りましょう。

☆寝たばこは絶対にやめましょう

☆深酒はつしみますしやめましょう

☆寝る前には必ず火元をたしかめましょう

☆ストープはしっかりと固定しておきましょう

☆ストープの附近に衣類を乾したり、燃えやすいものを置くのはやめましょう

☆消火器は必ず準備をつけよう



教 員 の 人 事

〔転入〕（ ）内は前任校

▽鹿部小学校 斎藤憲正（函館旭中）▽同 後藤慶彦（函館汐見中）
▽同 金沢源三郎（木直小）▽同 水上秀美（鍛法華小）▽同 斎藤春利（中の川小）▽同 小保内明子（新採用）▽鹿部中学校長 斎藤 勇（古武井小）▽同 武越由良子（八雲山崎小）

〔転出〕（ ）内は赴任校

▽鹿部小 古旗英捷（函館柏野小）▽同 竹田洋一（浜分中）▽同 明沢千代（函館宇賀小）▽同 北川善則（松城小）▽同 遠藤多喜雄（今金原小）▽鹿部中 折登栄雄（野田生小学校長）▽同 橋詰尤子（桐花中）

〔退職〕

▽鹿部小 嵐 万寿代



1日1円で交通事故から
あなたを守る………村民交通傷害保険

- ◎保険料は1人1ヶ月分わずか30円であなたを交通事故災害から守ります。
- ◎事故の程度によつて、最高50万円までお支払いいたします。
- ◎手続きは簡単です。印鑑と保険料360円（1年分）を持つて役場総務課へおいで下さい。

村 税 の 納 期

税 目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10
村 道 民 税			1期		2期		3期
固 定 資 産 税	1期			2期		3期	
軽 自 動 車 税	定期						
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期

納 期 内 に 完 納 し ま し ょ う。

今 月 の 納 期

昭和44年度 固定資産税 第一期分 } 4月30日まで
軽自動車税 定期分 }